

1 社会情勢等の変化

(1) 国の動き

○社会福祉法の改正

- 令和3年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築、いわゆる「重層的支援体制の整備」とその事業の実施計画の策定の努力義務化や、地域における公益的な取組の推進や事業所の体制強化を図る「社会福祉連携推進法人」制度の創設などが新たに規定されています。

<重層的支援体制整備事業とは>

- ①包括的相談支援事業
属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する
- ②多機関協働事業
複雑化・複合化した課題について適切に対応するため関係者の連携で解決にあたる
- ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
支援が届いていない人に訪問等を実施し支援を届ける
- ④参加支援事業
社会とのつながりを作るための支援を行う
- ⑤地域づくり事業
世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくり、コーディネートを行う

○孤独・孤立対策

- 近年、職場や家庭、地域で人々が関わり合い、支え合う機会が減少してきています。長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化する中、国により令和3年12月に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定され、次の4つの基本方針の推進が必要とされました。

<孤独・孤立対策の基本方針>

- ①支援を求める声を上げやすい社会
実態把握、情報発信、声を上げやすい環境整備
- ②切れ目ない相談支援
相談体制（電話・SNS相談の24時間対応の推進）の整備、人材育成等の支援
- ③見守り・交流の場や居場所づくりを確保、「つながり」を実感できる地域づくり
居場所の確保、アウトリーチ型支援体制の構築、包括的支援体制の推進など
- ④NPO等支援団体への支援、連携強化
活動団体への支援、プラットフォーム形成支援、推進体制の整備など

- また、施策の推進にあたり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査が実施され、孤独の状況（30代が最も高い）やその状況に至る前の経験（一人暮らし、転校・転職・離職・退職、家族との死別、心身トラブル、人間関係など）、孤立の状況（約5割が「社会参加しておらず」、約9割が「支援を受けていない」）など調査結果が公表されています。

○成年後見制度

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立、同法に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）が閣議決定され、制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備が進められました。
- 令和4年3月、第1期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、第2期基本計画が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取り組みも進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

<「第2期成年後見制度利用促進基本計画」のポイント>

- ① 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
成年後見制度の見直しに向けた検討、成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討
- ② 成年後見制度の運用の改善
家庭裁判所と地域の関係者の連携による、本人にとって適切な後見人等の選任など
- ③ 後見人等への適切な報酬の付与
最高裁判所、家庭裁判所による適切な報酬算定や、報酬助成事業の見直し検討
- ④ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
中核機関のコーディネート機能強化、市民後見人や法人後見の担い手育成や支援など

○自殺対策

- 自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われています。令和4年10月、昨今のコロナ禍の自殺の動向等も踏まえ、新たな大綱として、「自殺総合対策～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

<「自殺総合対策大綱」のポイント>

- ① 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解等を含めた教育の推進など
- ② 女性に対する支援の強化
妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策など
- ③ 地域自殺対策の取組強化
地域のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォーム構築など
- ④ 総合的な自殺対策の更なる推進・強化
孤独・孤立対策等との連携、ゲートキーパー普及、SNS相談体制充実など

(2) 愛知県の動き

○ヤングケアラーへの対策

- 高齢者や精神疾患を抱える人などケアを必要とする人が増えている一方、共働き世帯やひとり親世帯が増えるなど、家庭内でのケアに時間をかけることができる大人が減ってきているという背景から、近年、ヤングケアラーという問題が顕在化してきています。
- 愛知県においても、県内全域で実態調査を実施し、ヤングケアラーと思われる子どもの生活実態や課題等を調査し、令和4年3月にその結果が公表されました。調査結果から抽出された課題は次のとおりであり、その対策を進めていく必要があります。

<愛知県ヤングケアラー実態調査から抽出された課題>

- ①ヤングケアラーという言葉や問題の認知度が低く、相談につながらない
- ②家族のことは話したくないため、相談したことがある子どもの割合が低い
- ③家庭内の問題として表面化しにくく、支援が届いていない家庭が多い
- ④当事者の集いの場や自由に使える時間、学習サポートを希望する子どもが多い

(3) 豊田市役所の動き

○地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例の制定

- 障がいや国籍、年齢等に関係なく、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指し、配慮を必要とする人への理解を深め、お互いの意思を伝え合える環境をつくっていくことを目的に、令和2年度に「豊田市地域社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を制定（施行は令和3年度）しました。
- 条例では、市の責務、市民、事業者の役割を定め、多様な意思疎通手段の利用拡大を目指すとしており、条例に基づく行動計画に沿って、人材育成やICTの活用など含め、率先して実践するべき市役所の取組や、市民・事業者と全市的に取り組む事業を推進しています。

○再犯防止推進計画の策定

- 「再犯の防止等に推進に関する法律」を受け、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、令和3年度に「豊田市再犯防止推進計画」を策定しました。
- 再犯者の約半数は窃盗犯であること、窃盗犯の約半数は無職者であることから、窃盗の要因となる生活困窮や社会的孤立に陥らないよう、刑事司法機関との連携を強化し、福祉的な支援につなげることで再犯の防止を推進していきます。

○成年後見制度利用促進計画の中間見直し

- 当市は、「地域共生型社会システム」の構築を目指し、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、「豊田市成年後見制度利用促進計画」（計画期間：令和2年度～7年度）を策定しています。
- 令和4年度から新たにスタートする国の第2期成年後見制度利用促進基本計画や、前期期間中の取組実績等を踏まえ、重点取組の後期期間における取組指標の設定や、新たな取組の追加等の見直しを行います。

○自殺対策計画の見直し

- 「自殺対策基本法」に基づく計画として、また、「自殺総合対策大綱（誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す）」を踏まえ、平成30年度に「豊田市自殺対策計画」を策定しました。
- 令和4年10月に閣議決定された「新たな自殺総合対策大綱」や、現行計画のこれまでの取組実績等を踏まえ、令和6年度を始期とする新たな計画を策定します。

（4）豊田市社会福祉協議会の動き

○ボランティアセンターの機能強化

- 令和2年度に、テーマ型、地縁型のボランティア団体をはじめ、公益的な取組を行う福祉施設や社会貢献活動を行う企業等の関係者に参画いただき「ボランティアセンター運営委員会」を設置しました。
- ボランティア講演会や養成講座の開催など、ボランティア活動の裾野を拡大や、ボランティア情報交換会の開催など地区別の情報交換会、お助け隊ネットワーク情報交換会、子どもの支援ネットワーク会議、中間支援組織連携に向けてのコア会議など新たにネットワーク会議を開催しヨコ連携を図るなど、ボランティアセンターの機能強化に取り組みました。令和5年度以降も、引き続きボランティア活動の促進を図ります。

○コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の配置

- 令和2年7月に、猿投地区、高岡地区に続き、上郷地区、高橋・松平地区のコミュニティーセンター内に出張所を設置し、職員をコミュニティーソーシャルワーカーとして配置しました。
- これに伴い、福祉センター、4出張所及び6支所による、身近な地域での相談体制の整備を行いました。引き続き、身近な地域での「支え合いの地域づくり」と「相談支援」を実施します。

(5) その他注視すべき社会情勢

○With コロナ、After コロナ

- 令和2年1月頃から感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症については、未だにその動向の見通しができていません。
- 当計画に位置付けられた多くの事業もその影響を受けざるを得ませんでした。しかし、そのような中においても、地域福祉の推進に向け、消毒・感染対策の徹底、人数制限やオンラインの活用など、工夫をしながら着実に事業を進めてきました。
- 今後も感染症対策を意識した事業のあり方や形態について、継続して検討を進めていく必要があります。

○デジタル・トランスフォーメーション（DX） / デジタル・デバインド

- 令和3年9月に日本のIT化を加速させるための司令塔としてデジタル庁が発足しました。本市においても、情報戦略課が設置され、「行かない、書かない、待たない」市役所をキャッチフレーズに窓口や事業のあり方の見直しを行っているところです。
- 支えるべき人が増え続ける中、福祉現場の担い手の負担軽減や利用者の利便性を考慮し、ICT技術の活用促進を図っていくとともに、市が持つ福祉情報のオープンデータ化を進め、民間による新たな福祉サービスの創出を促していく必要があります。
- あわせて、高齢者などデジタル弱者、いわゆるデジタル・デバインドに対する支援も検討していく必要があります。

○後期高齢者の急増

- 2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、将来的な医療・介護をはじめとした社会保障費の急増や、地域福祉の担い手である人材の不足が懸念されています。
- 2022年厚生労働白書によると、2018年の医療・福祉就業者は826万人で全就業者の12%を占めています。2040年には、全就業者数の2割となる1,070万人の医療・福祉就業者が必要と見込まれるものの、実際に確保できるのは974万人とされており、96万人が不足する推計となっています。
- そのため、国では医師や看護師など専門職種での仕事移管や共有といったタスクシフトやタスクシェア、介護助手やロボットの導入などが提起されていますが、地域においてもボランティア実践者など地域福祉に関わる人材の「住民福祉教育の推進」と介護職員等「専門人材の確保・育成」について、より一体的に、段階を踏みながら進めていく必要があります。

<後期計画（改訂版）で意識すべきポイント>

- ◎ 孤独・孤立（ひきこもりや自殺対策含む）、ヤングケアラー、再犯防止の観点など新たな課題も含め、多様な対象者を受け止め、多機関協働で支援する体制の強化（＝重層的支援体制推進事業の着実な実践）を進めていく必要があります。
- ◎ 孤独・孤立を抱える人やヤングケアラーなど発見そのものが難しいケースがあることを想定し、対象者が自ら支援を求める声を上げやすい（対象者を発見できる）環境の整備を進めていく必要があります。
- ◎ 支援対象者の増加、コロナへの対応など DX の視点（仕事そのものを見直す）をもって、負担軽減、業務効率化、感染症拡大に左右されない新たな事業形態について継続して検討していく必要があります。
- ◎ 支援対象者の増加を見据え、地域福祉の担い手の確保・育成と着実に活躍の場につないでいく仕組みの検討を進めていく必要があります。

2 前期期間の評価と今後の方向性

第2次計画の中間見直しにあたり、前期期間の進捗状況の検証・評価を行い、今後の方向性を検討しました。

基本目標1 地域の支え合いの仕組みづくり

基本的な考え方1 多様な主体による地域福祉活動の促進

重点取組1 ボランティア活動の促進

- 主な事業
- ①ボランティアセンターの機能強化
 - ②社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進
 - ③企業による社会貢献活動の促進

【これまでの取組】

- ボランティアコーディネーターの機能を社協支所にも位置づけ、住民の身近な場所で地域生活課題とボランティア登録者のマッチングを行っています。また、ボランティア同士の横の連携強化、中間支援組織のネットワーク強化に向けた情報交換会などを実施しています。さらに、ボランティア活動者の裾野拡大として、講演会、養成講座や体験会などを実施しています。
- 社会福祉法人の公益的な取組の推進に向け、先進事例の紹介や取組に対する助言、公表などを行っています。
- 地域包括支援センターを中心に、福祉サービス事業者や飲食店などに対して、「ささえあいネット高齢者見守りホットライン」への登録勧奨を行い、地域で連携して高齢者を見守るネットワークづくりを進めています。

【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (H30実績)	目標値	現状値 (R3実績)	達成度
社協ボランティアセンター登録者数	・482グループ (18,713人) ・310人	▲	・503グループ (24,825人) ・276人	順調

【考察・課題など】

- コロナの影響でボランティア活動にも制限があり、一時は登録者数も減少しましたが、養成講座や体験会の実施など裾野拡大の取組を行ったことで、徐々に登録者数も増えつつあります。養成講座受講者の中には個別支援に協力できると回答する方も出てきており、多様化・複雑化する個別ニーズに対応できるボランティアの育成が進みつつあります。
- 地域の買い物支援など社会福祉法人による公益的な取組が増えています。また、「ささえあいネット高齢者見守りホットライン」協力機関を中心に、高齢者の心身の異常の早期発見や支援につながったケースも出てきており、地域の見守り体制が進みつつあります。

基本的な考え方2 包括的な相談支援体制の充実

重点取組1 総合相談体制の整備

- 主な事業 ①全市的な総合相談体制の整備とCSWの効果的な配置
②包括的な支援体制を支えるICT技術の導入・活用

重点取組2 多分野の連携によるネットワーク形成

- 主な事業 ①多職種連携研修・会議の充実

【これまでの取組】

- 市役所本庁舎（福祉総合相談課）及び上郷、猿投、高岡、高橋、松平の各支所（福祉の相談窓口）に総合相談窓口を設置し、社協CSWと連携して、身近な地域で相談を受け止め、必要に応じて多機関協働で支援する体制を構築しています。
- タブレット機器などを活用し、各支所の窓口から直接、本庁の専門部署と相談・支援できる体制を整備しています。
- 多職種合同の研修に加え、医療、福祉、消防など分野を超えた研修を実施することで、お互いの役割の再確認や課題の共有化、「顔の見える関係づくり」を推進しています。

【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (H30実績)	目標値	現状値 (R3実績)	達成度
総合相談窓口相談件数	573件		4,941件	順調
多職種連携研修・会議の開催回数	12回		101回	順調

【考察・課題など】

- コロナの影響で仕事を無くした人などの相談が急増し、市役所本庁舎（福祉総合相談課）や社協CSWへの相談件数が大きく伸びた一方、Eモニターの調査結果では、各支所にある「福祉の相談窓口」の認知度が2割に留まっており、周知が進んでいません。
- コロナ禍においてもオンラインを活用するなどし、多くの研修を実施しました。オンラインの活用により遠隔地の人やテレワーク実施者も参加できるなどプラス面も見られました。

基本的な考え方3 暮らしを支える環境整備

重点取組1 コミュニケーション手段の利用促進

- 主な事業 ①（仮）「コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の検討
②コミュニケーション支援策の推進

重点取組2 認知症高齢者、障がい者などの権利擁護の推進

- 主な事業 ①成年後見支援センターなどの権利擁護機能の強化

重点取組3 避難行動要支援者対策の推進

- 主な事業 ①地域の関係者と連携した支援体制モデルの展開
②避難行動要支援者対策を取り入れた防災訓練の実施

【これまでの取組】

- 「地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を制定するとともに、条例に基づく行動計画を策定しました。
- 成年後見支援センターを中心に、研修などによる啓発・利用促進や、市民後見人の育成を行っています。
- 自治区などと連携し、避難行動要支援者の支援体制づくりを進めています。

【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (H30 実績)	目標値	現状値 (R3 実績)	達成度
条例の制定	—	制定	制定済	達成
成年後見制度相談者数	273 人	↗	271 人	遅れ
支援モデル実施数 (延べ)	—	↗	4 自治区	順調
避難行動要支援者対策を取り入れた 防災訓練回数	5 回	↗	3 回	遅れ

【考察・課題など】

- 条例制定により要配慮者への理解促進と意思疎通の円滑化に向けた行動理念を示すことができました。条例の具現化に向けた行動計画に基づき、小学校の授業や各種講座を通じた啓発、企業との共働によるコミュニケーション支援ボードの作成などを実施し、要配慮者への理解を促進することができました。
- 市民や関係機関に対して成年後見制度についての普及啓発が進んだ一方、コロナの影響で成年後見に関する相談件数は減少傾向でした。また、市民後見人バンク登録者に比べ、市民後見人として活躍している人数が少ない状況となっています。
- コロナの影響で防災訓練の実施自体が難しい状況でしたが、効率的かつ効果的な避難行動要支援者支援を目的に、ICT 技術を活用した実証実験を行い、その有効性を確認しました。

<改訂版に向けた方向性>

◎ コロナの影響で一部事業の中止や活動に影響はあったものの、ボランティアの育成や活動支援、包括的な相談体制の整備、要配慮者への支援について、概ね順調に進めることができているため、以下の点に留意して、引き続き、各種事業の改善を図りながら取組を推進していきます。

- 身近な地域で相談を受け、多機関協働で支援する重層的支援体制は整いつつありますが、孤独・孤立を抱える人やヤングケアラー、罪を犯した者など複雑・複合化した困りごとを抱える対象者に適切に対応できる人材の育成や支援機関の対応力強化、デジタル化などによる業務の効率化をさらに進めていく必要があります。
- 「福祉の相談窓口」の認知度が2割に留まるなど、身近な相談窓口に対する市民の認知度が低い状況となっているため、さらなる周知を進めていく必要があります。

基本目標 2 地域福祉の担い手づくり

基本的な考え方 1 地域福祉に関わる人材の裾野の拡大

重点取組 1 住民福祉教育の推進

- 主な事業
- ①地域福祉活動実践の手引書の活用
 - ②小中学生などを対象とした福祉実践教室の充実
 - ③とよた市民福祉大学の推進

【これまでの取組】

- 住民のための地域福祉活動実践セミナーなど先進事例の発表を実施したり、同セミナーやとよた市民福祉大学で地域福祉活動実践の手引書を配布し、地域福祉活動の取り組みの推進や地域福祉の担い手づくりをしています。
- 小中学校にて、高齢者や障がいに対する理解を深める福祉実践教室を実施し、福祉に関する興味・関心を育む取組を進めています。
- 「福祉入門コース」、「家庭介護コース」から成るとよた市民福祉大学を開校し、地域福祉を担う人材育成を進めています。

【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (H30 実績)	目標値	現状値 (R3 実績)	達成度
福祉実践教室の交流プログラムの開催数	-		40 校 87 回	順調
とよた市民福祉大学修了生の数 (延べ)	183 人		332 人	順調

【考察・課題など】

- 福祉実践教室については、これまでの疑似体験プログラムに加え、実際に障がいのある人とレクリエーション等を通じ交流することで、共感を育み、互いの違いを認め、支え合いの必要性を学び、より地域共生社会に関する理解を深められる機会とすることができました。
- コロナの影響で人数制限する必要はあったものの、市民福祉大学「福祉入門コース」、「家庭介護コース」ともに開校し、地域福祉活動のはじめの一步に向けた福祉教育を進めることができています。さらに、修了生が地域でボランティアグループを立ち上げるなど、地域福祉を担う人材が育成されています。

基本的な考え方 2 福祉サービスを担う専門人材の確保・育成

重点取組 1 専門人材の確保・育成

- 主な事業
- ①国内人材を確保するための総合的な取組の推進
 - ②外国人材の受入体制整備
 - ③専門人材を育成するための総合的な取組の推進
 - ④民生委員・児童委員の活動環境の改善推進

重点取組 2 事業所の体制強化

- 主な事業
- ①中小事業所による共同事業化・生産性向上への支援

【これまでの取組】

- 高校での介護の仕事説明会による新たな担い手候補への啓発や、初任者研修の開催、求職者に対する介護の仕事セミナー＆相談会の開催、ヘルパートライ講座による有資格者の掘り起こしなど、国内人材確保に向けた取組を進めています。
- 外国人介護人材の受入に向け、受入事業所の各種相談対応や、日本語学習支援や介護福祉士資格試験対策講座の実施、インドネシアバンドン市との包括連携協定に基づく受入支援を進めています。
- 現任介護職員のスキルアップ及びキャリアアップ研修や強度行動障がい支援検討会などを開催し、専門人材の育成を進めています。
- 民生委員・児童委員の負担軽減に向け、民児協と協働で相談事例集を作成し、配布しています。
- 福祉現場の負担軽減や生産性向上に向け、ロボット導入補助金や生産性向上セミナーの案内、多職種間での情報共有ツールである「豊田みよしケアネット」の普及・啓発を進めています。

【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (H30 実績)	目標値	現状値 (R3 実績)	達成度
担い手を確保するための取組の参加者総数 (延べ)	925 人	▲	1,376 人	順調
他の法人と共同で事業(研修など)を行っている法人数	44 法人	▲	確認中	-

【考察・課題など】

- コロナの影響はあったものの、人数制限による「密の回避」やオンラインを活用するなど実施方法を工夫することで、専門人材の確保・育成に向けた各種取組を着実に進めることができています。今後も感染症対策や DX を踏まえ、事業のあり方、実施方法を継続して検討していく必要があります。
- 「豊田みよしケアネット」については、加入率が低く、加入していても利用していない事業者も多いため、現場の情報共有に係る負担軽減に向け、加入率向上と利用促進を図っていく必要があります。

<改訂版に向けた方向性>

- ◎ コロナの影響で一部事業の中止や活動に影響はあったものの、住民福祉教育の推進、専門人材の確保・育成について、概ね順調に進めることができているため、引き続き、孤独・孤立やヤングケラー、再犯防止などの新たな観点も含め、各種事業の改善を図りながら取組を推進していきます。
- ◎ 上記取組に加え、支援対象者の増加を見据え、確保・育成した人材が着実に活躍の場につながるような仕組みの検討を進めていく必要があります。

基本目標 3 誰もがいつまでも活躍できる仕組みづくり

基本的な考え方 1 社会参加・就労につなげる仕組みの構築

重点取組 1 活躍できる場の拡大

- 主な事業
- ①多世代が交流・活躍できる居場所の展開
 - ②認知症の人の社会参加を応援するプロジェクトの推進
 - ③お助け隊などの地域の支え合い活動をする団体の支援


重点取組 2 働く機会の創出

- 主な事業
- ①ハローワークなどの就労支援組織が参加する連絡会の開催
 - ②高齢者などが生きがいを持って働くことができる場の確保
 - ③他分野との連携による多様な就労の機会の確保
 - ④生活困窮者を対象とした中間的就労のあり方検討

【これまでの取組】

- 地域住民主体の「地域ふれあいサロン」や「子ども食堂」など様々な世代の人が気軽に集うことができる居場所づくりや、「お助け隊」など地域の支え合い活動の支援を進めています。
- 認知症の人の社会参加支援として、研修会による機運醸成や、地域包括支援センターによる本人ニーズに合わせたマッチング支援を進めています。
- 就労支援組織が参加する様々な会議において、情報共有・意見交換を行っています。
- シルバー人材センターによる仕事コーディネートに加え、中高年齢層の求人開拓に向けた事業所訪問や見学会などの開催により、高齢者と企業のマッチング支援を進めています。
- 共同受注窓口を設置し、障がい者就労支援施設と製造業、農業など他分野の事業とのマッチングを進めています。
- 「とよた多世代参加支援プロジェクト」と連携し、福祉的な支援が必要な人の中間就労や生きがい、居場所の提供など、対象者に合った支援の創出・提供の仕組みづくりを進めています。

【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (H30 実績)	目標値	現状値 (R3 実績)	達成度
地域の多世代が交流できる居場所の総数	362 か所		369 か所	順調
連絡会の設置	—	設置	未設置 ※既存会議活用	—
福祉的な支援が必要な人を就労につなげる仕組みの構築	—	構築	構築済	達成

【考察・課題など】

- コロナの影響で居場所づくりや地域の支え合いも活動自体が難しい状況でしたが、ネットワーク交流会や情報交換会などでコロナ禍の活動の工夫を共有することで、少しずつ活動を再開した団体が増えてきています。
- 高齢者の就労意欲を見ると、「関心はあるが、積極的な求職活動を行うほど差し迫った状況にはない層」がボリュームゾーンと見られ、ニーズに合った就労形態を模索していく必要があります。

<改訂版に向けた方向性>

- ◎ コロナの影響で一部事業の中止や活動に影響はあったものの、身近な地域での居場所づくりや地域の支え合い活動の展開、高齢者や障がい者の就労機会の創出、既存の枠組みでは対応できない個別支援を創出・提供する仕組みづくりと、概ね順調に進めることができているため、引き続き、各種事業の改善を図りながら取組を推進していきます。
- ◎ 新たに顕在化してきた孤独・孤立を抱える人やヤングケアラーなどの存在を踏まえ、まずは「①支援を必要とする人が安心できる居場所・社会参加の機会を拡大」していくこと、そこから、誰もが役割を持つことで生きがいを見つけていく = 「②生きがい・就労機会の創出」といった段階を踏んだ体系に再整理していきます。

基本目標 4 地域福祉を推進するための基盤づくり

基本的な考え方 1 福祉風土の醸成

重点取組 1 住民及び福祉に携わる団体、企業などの連携強化

- 主な事業 ①社協のネットワーク機能の強化
②社協の事務局機能の強化

【これまでの取組】

- 子ども食堂やお助け隊などボランティアのネットワーク会議や、介護サービス機関連絡協議会などの開催など多くの多者協働の場づくりを進めています。
- 介護・障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、再犯防止に係る団体などから新たに法人運営への参画を得て、多様で幅広い意見を集約できる多者協働の場づくりの中核を担っています。
- 地域の課題や資源を把握し、ニーズに応じた企画の立案や社会資源の開発・調整等を行いながら、多様な主体が話し合う場（協議体）を開催して住民主体の新たな取組の創造を支援しています。

【考察・課題など】

- 「制度やサービスでは補うことができない困りごとを抱えた方が多い」といった地域課題に対し、社協 CSW が中心となって、地域の包括支援センターや介護、障がい福祉サービス事業者などに声掛けし、高齢者や障がい者の社会参加や生産活動として困りごとの解決ができる仕組みを検討する協議体を結成するなど、多者協働の場づくり、コーディネートが進みつつあります。

<改訂版に向けた方向性>

- ◎地域福祉を推進する要である社協の事務局機能の強化、多者協働の場づくりによるネットワークの強化について、概ね順調に進めることができているため、引き続き、同方向性で取組を推進していきます。
- ◎上記取組に加え、支援が必要な人が声を上げやすい、発見できる福祉風土の醸成（環境の整備）をさらに進めていく必要があります。